

平成 26 年 度

教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月分)

平成 27 年 1 1 月

砺波市教育委員会

目 次

I 平成26年度点検・評価の実施方針

1 趣旨	1
2 教育委員会の方針	1
3 点検・評価の対象	1
4 議会への報告及び公表	1

II 点検及び評価の結果

1 教育委員会の運営状況	2
(1) 教育委員	2
(2) 教育委員会の開催状況	2
2 教育委員会の組織	2
3 砺波市の教育方針	4
4 教育委員会の事務事業の評価	6
(1) 評価の対象事業	6
(2) 評価の方法	6
(3) 評価の公表	6
(4) 事務事業評価表の様式及び記載方法	6
(5) 評価の結果	1 5
○ 夢や喜びを感じる子育て環境の整備	
○ 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の充実	
○ 自立と共生の人間形成をめざした教育の充実	
○ 豊かな人間力を高める人づくりの推進	
○ 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進	
○ 芸術・文化活動の振興と伝統文化の継承	
○ 健全な心と体を育むスポーツの振興	
○ 清流や散居を活かした景観の整備	
○ 安定した魅力ある雇用環境の確立	
○ 国外・国内の多様な交流の推進	

I 平成26年度点検・評価の実施方針

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、砺波市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するもの。

2 教育委員会の方針

行政評価については、所属長が1次評価を実施した後、部局長及び課長で組織するワーキンググループで2次評価を行い、教育委員会が所管する77事務事業について報告するもの。

3 点検・評価の対象

平成26年4月から平成27年3月までに実施した教育委員会の事務事業

4 議会への報告及び公表

点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する（とともに、砺波市ホームページに掲載する。）

Ⅱ 点検及び評価の結果

1 教育委員会の運営状況

(1) 教育委員

① 委員名簿

職 名	氏 名	就任	備 考
教 育 委 員 長	齋藤 正樹	H20.12.23 (再 H24.12.23)	委員長 H26.12.23～
委員長職務代理者	小櫻 豊人	H26.12.23	職務代理 H26.12.23～
委 員	林 美樹	H19.12.23 (再 H23.12.23)	
委 員	林 克彦	H25.12.23	
委 員 (教育長)	山本 仁史	H26.4.1	

② 委員構成(H27.3.31 現在)

- ・年齢 60歳代 3名、50歳代 2名
- ・性別 男性 4人、女性 1人
- ・職業 元校長3人、スポーツ指導者1人、僧侶1人
- ・保護者である委員 1人

(2) 教育委員会の開催状況

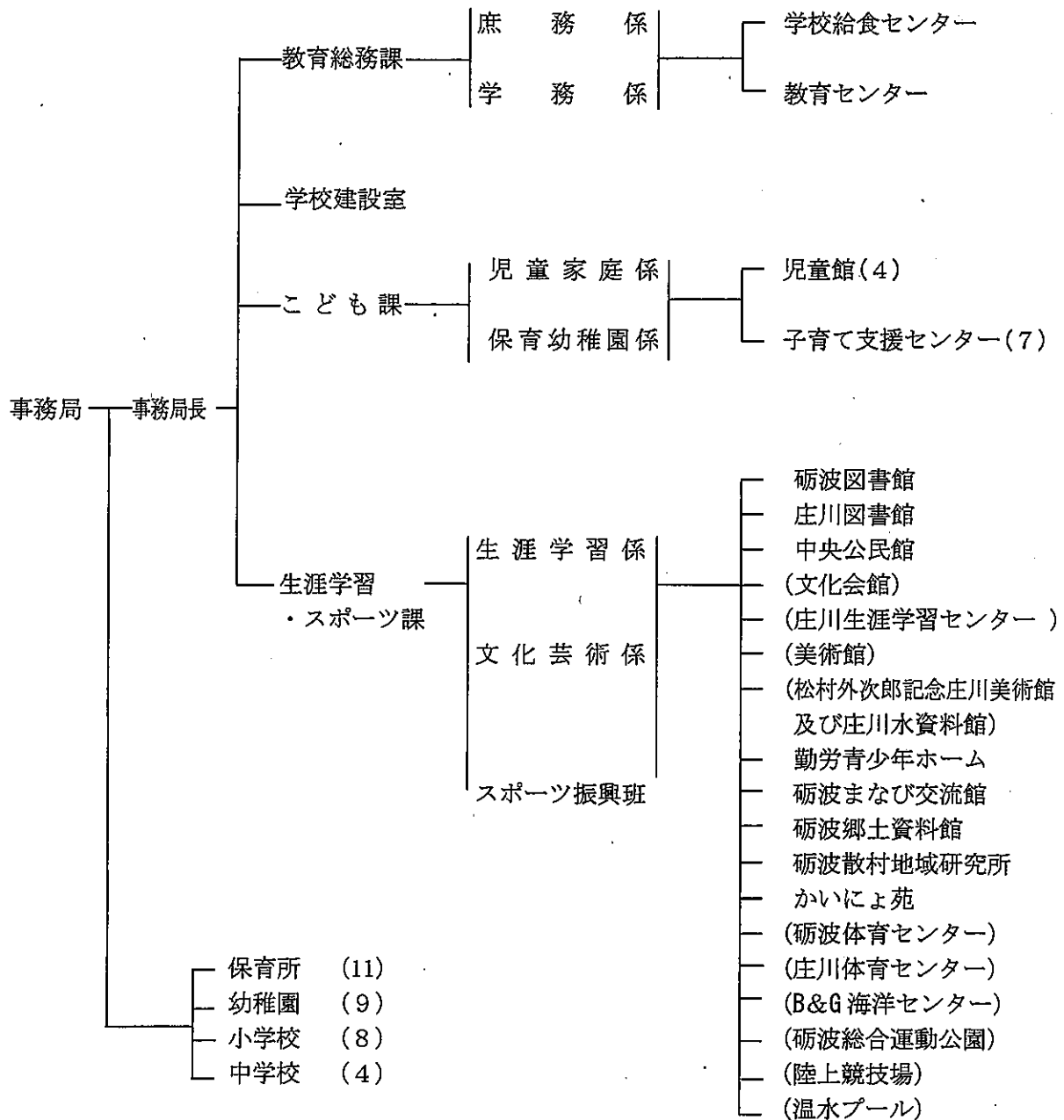
- ① 定例会 12回
- ② 臨時会 1回

2 教育委員会の組織

次ページ「砺波市教育委員会機構図」のとおり。

砺波市教育委員会機構図（平成27年3月31日現在）

教育行政の機構



() は指定管理者制度による運営

3 砺波市の教育方針

砺波市の目指す教育方針は、新砺波市総合計画のまちづくりの基本方針の一つの柱である『「人」と「心」を育むまちづくり』の施策体系に合わせ、次のとおり定められている。

砺波市教育方針

(1) 自立と共生の人間形成をめざした教育の充実

—子どもが健やかに育つために—

○生きる力を育む教育の充実

- ・子どもたちが健やかに育つため、幼児教育の充実を図ります。また、子育てについて、保護者も子どもとともに学ぶ環境整備に努めます。さらに、個性を伸ばし豊かな感性を育み生きる力を養うため、基礎学力の定着と外国語、情報、環境など時代の要請に応える教育を推進します。
- ・基本的な生活習慣を身につけ、自然の恩恵に感謝する心を培うとともに、心身の健康につながる食育を推進します。
- ・少子化対策の一つとして、若い世代に子育ての喜びや生きがい、新しい生命の尊さを意識付ける取組を進めます。

○安全で安心な教育環境づくり

- ・学校施設の耐震化や環境の充実など施設整備を計画的に行い、安全な教育環境を確保し、子どもたちの成長を支えます。

(2) 豊かな人間力を高める人づくりの推進 —若者が未来を拓くために—

○活力ある健全な青少年の育成

- ・幼児期からの人間形成の基礎づくりが大切であり、家庭・地域・学校・行政が連携して子どもを育てる体制づくりを進めます。
- ・教育の原点ともいえるべき家庭教育力の向上に力を注ぎ、地域住民が様々な活動を通して地域の子どもや青少年と関わりあえる環境づくりに努めます。
- ・子どもたちの社会性や自立心を養うため、地域において子育て支援ができる環境づくりに努めます。
- ・青少年が活動する場となる交流拠点づくりの支援を行うとともに、社会経験豊かな高齢者に対して青少年健全育成に向けた活動への参画を促します。

(3) 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進 —人生を心豊かに送るために—

○生涯学習の充実

- ・多様化する生涯学習ニーズに対応し、市民の主体的、創造的な学習活動を支援するための生涯学習プログラムの充実を図ります。

- ・市民が地域文化の学習を通して、地域を愛し、地域に誇りを持てるよう、地域に根ざした公民館活動や生涯学習活動の充実を図ります。

○生涯学習環境の充実

- ・図書館や資料館などの生涯学習施設の有機的連携を図るとともに、時代に合った生涯学習センターの整備など文化・学習活動の環境整備を進めます。

(4) 芸術・文化活動の振興と伝統文化の継承

ー地域の心を伝え 潤いを実感して暮らすためにー

○芸術・文化活動の振興

- ・市民が主体的に創造活動などに参加し、芸術や美術に慣れ親しむ環境づくりを進めるとともに、様々な芸術、文化活動を通して市民交流が図られるよう市民の主体的活動を支援します。

○伝統文化の継承

- ・地域の伝統文化が、地域の人々によって支えられ、身近なところで学び身につけ受け継がれるよう支援します。
- ・文化財や歴史資料などの保存に努めるとともに、親しみをもって文化財が活用されるよう意識啓発や施設整備を進めます。

(5) 健全な心と体を育むスポーツの振興

ー健やかで明るく過ごすためにー

○スポーツ・レクリエーションの振興

- ・市民が各々の年齢やライフスタイルに応じて主体的に取り組むことができるスポーツやレクリエーションの普及を図り、市民の健康の増進や体力の保持を図ります。
- ・子どもたちの体力向上や健全な心の育成に向け、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- ・地域体育館などを活用した地域スポーツの振興が図られるよう、地区体育振興会の設立を促しスポーツの普及啓発を図ります。
- ・スポーツ団体やスポーツ指導員、スポーツ愛好者を育成し、スポーツ競技力の向上を図ります。

○スポーツ環境の充実

- ・スポーツ施設などの整備・充実に努め、市民がスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。

4 教育委員会の事務事業の評価

(1) 評価の対象事業

評価に当たっては、市の定める様式「事務事業評価表」を活用し、総合計画の施策体系に基づき、主な事務事業を評価する。

なお、国、県の制度に沿って実施されている事業のうち、市に裁量がない事業や内部管理事務については評価を実施しない。

(2) 評価の方法

所管課において担当係長により事業レベルでの評価を行い、次に、所属長により、施策の総合評価の判断を行う。(第1次評価)

複数の部局の職員で構成するワーキンググループにおいて、一次評価された評価表をもとに、二次評価を行う事務事業を選定する。

【二次評価の主な選定基準】

- ・ 平成26年度から新たに実施した事務事業
- ・ 平成26年度で「改善」又は「廃止・休止」と判断された事務事業
- ・ 平成26年度と平成27年度の所属長評価が異なる事務事業
- ・ 平成27年度の担当係長評価及び所属長評価のいずれもB以下と評価された事務事業

二次評価の対象となった事務事業について、ヒアリングを行い、「必要性・妥当性」、「優先性」、「効率性」、「経済性」の4つの視点から分析を行う。

(3) 評価の公表

市民に対する説明責任を確保するため、市ホームページで公表する。

(4) 事務事業評価表の様式及び記載方法

次ページのとおり

＜評価実施方法＞

○実施手順

砺波市総合計画に掲げられた施策を構成する事務事業ごとに砺波市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、評価を実施する。

- (1) 総合計画基本方針別事務事業一覧表（体系別一覧表）を確認し、各所管課において評価する事務事業を確認する。
- (2) 所管課において事務事業の評価を実施し、事務事業評価表（以下「評価表」という。）を作成する。
- (3) 所属長から担当部局長へ説明の後、決裁を受ける。
- (4) ワーキンググループにおいて、二次評価を行う事務事業を選定する。
- (5) ワーキンググループにおいて二次評価を行う。
- (6) 二次評価において「改善」又は「廃止・休止」と評価された事務事業について所管課に改善策の報告を求める。

ワーキンググループ

行政評価を円滑かつ効果的に実施するために設置され、次評価を行うグループ。

部長、支所長、課長又はこれらに相当する職にある職員の中から構成する。様々な視点から二次評価を行うため、複数の部局の職員により構成する。

グループ長	副グループ長	グループ員
福祉市民部長	庄川支所長	総務課長、財政課長

＜評価方法＞

(1) 一次評価

所管課において、事務事業ごとに、下記の内容により評価を行う。

ア 担当係長が評価

Plan 欄

主要施策名	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき、所管課において確認、修正を行う。
施策区分	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき、所管課において確認、修正を行う。

施策目標	総合計画の「主要施策」及び「施策区分」について、誰を対象に、どのような目標を定めて実施するかを具体的に記載する。
施策名	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき、所管課において確認、修正を行う。
施策の目的	総合計画の「施策」について、誰を対象に、どのような目的（意図）を定めて実施するかを具体的に記載する。
H 2 6 最終予算額	H 2 6 最終予算額を記載する。（千円単位）
H 2 6 決算見込額	H 2 6 決算見込額を記載する。（千円単位）
H 2 7 当初予算額	H 2 7 当初予算額を記載する。（千円単位）

Do 欄

平成 2 6 年度事務事業の実施状況

事業名	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき、所管課において確認、修正を行う。 ※一つの事業内に複数の施策が含まれるため分割した方が適切と考えられる場合は、別シートに記載してください。 ※評価になじまない事業と思われるものはエクセルタグを赤色で塗りつぶしてください。
予算科目	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき記載内容について、所管課において確認、修正を行う。
実施状況	事業期間、事業の実施状況、事業の成果等をなるべく「数値」（実施〇〇回、進捗率△△％等）を用いて記載する。

Check 欄

平成 2 6 年度事務事業の評価及び分析

事業名	■総合計画基本方針別事務事業一覧表に基づき教育総務課で記載 Do 欄の事業名と一致していることを確認する。
必要性・妥当性	真に必要であるか。 ・市が主体的に役割を担う事務事業であるか。 ・市民ニーズが高い事業であるか。 ・事業実施の根拠が変化していないか。（時代の変化に対応しているか） ・慣例的・惰性的に実施していないか。

	3点：市民ニーズが高く、市が実施することが妥当な事業である。 2点：市民ニーズが高く、市が実施することが妥当な事業であるが、一部に見直しの必要がある。（見直しを求める意見等がある） 1点：市民ニーズはあるが、市以外（他の公共団体・法人・個人）で実施することが可能である。
優先性	今、実施が必要であるか。 ・他の事務事業より優先的に実施すべきか。 3点：今、実施することが求められている。（優先度が高い・不可欠） 2点：できるだけ早く実施することが求められている。（優先度がある程度高い・継続が望ましい） 1点：実施時期を延期することが可能である。（他事業に比して優先度がそれほど高くない。）
効率性	効率性があるか。 ・実施手段（広報やPR方法、手続方法等）は効率的か。 ・事業が計画どおり効率よく実施できたか。 3点：実施手段が市民の理解を十分得ており、計画どおり効率よく実施した。 2点：実施手段が市民の理解を十分得ているが、計画の一部に見直しの必要がある。 1点：実施手段の一部に見直しの必要がある。（見直しを求める意見等がある。）
経済性	経済的であるか。 ・安い経費で達成できているか。 3点：安い経費で実施した。 2点：ある程度安い経費で実施したが、見直しが可能である。 1点：経費の大幅な見直し（事業の一部又は全部（廃止を含む。））が可能である。
評価の理由等	必要性・妥当性、優先性、効率性、経済性の4項目について、評価の理由等を具体的に記載する。

Action 欄

事務事業の今年度、来年度以降の改善・改革案

前年度二次評価結果及び理由	■ 昨年の事務事業評価において「改善」又は「廃止・休止」と評価された事務事業について、評価表に基づき教育総務課で記載 記載内容について、所管課において確認、修正を行う。
前年度二次評価に対する改善策	■ 昨年の事務事業評価において「改善」又は「廃止・休止」と評価された事務事業について、評価表に基づき教育総務課で記載 記載内容について、所管課において確認、修正を行う。
前年度二次評価に対する改善結果又は取組状況	前年度二次評価に対する改善策の取組結果又は取組状況について記載する。
今年度（H27）	今年度の改善・改革案（概要・方向性）を記載する。
来年度（H28）	来年度の改善・改革案（予定の概要・方向性）を記載する。
中長期的（3～5年）	中長期的（3～5年）な改善・改革案（予定の概要・方向性）を記載する。
改善・改革を実施する際の課題又は阻害要因とその解決策	改善・改革を実施する際の課題又は阻害要因と、その考える解決策について記載する。

イ 所属長が評価（担当係長から提出された評価を参考とし、所属長が記載）

施策としての総合評価	該当する評価を■で塗りつぶす。 A評価：目標とした指標等に到達するとともに、市民の評価が高く、事業成果が上がっていると認められる。 B評価：目標とした指標等に概ね到達するとともに、市民の評価が高く、事業成果が上がっていると認められるが、事業の一部に見直しが必要であると思われる。 C評価：目標とした指標等に達せず、事業の一部又は全部（廃止を含む。）に見直しが必要であると思われる。
今後の事業展開	該当する項目を選び■で塗りつぶす。（複数選択可）
所属長評価の理由	A～C評価と判断した理由を記載する。併せて「担当係長評価と所属長評価に差がある」や「数字としてはあらいわし難いが必要がある」等がある場合は、その理由等も記載する。

ウ 評価表の提出

評価表は、所属長から担当部局長へ説明の後、決裁を受け、提出する。

(2) 二次評価

ア 二次評価を行う事務事業の選定

ワーキンググループにおいて、一次評価された評価表をもとに、二次評価を行う事務事業を選定する。

※所管課において評価になじまないとされた事業であっても、ワーキンググループにおいて「評価が必要」と判断された場合は、改めて所管課で評価を行う。

【選定基準】

- 平成26年度から新たに実施した事務事業
- 平成26年度事務事業評価において「改善」又は「廃止・休止」と判断された事務事業
- 平成26年度と平成27年度の所属長評価が異なる事務事業
- 平成27年度の担当係長評価又は所属長評価のいずれかがB以下と評価とされた事務事業

イ 二次評価

二次評価の対象となった事務事業についてヒアリングを実施する。

事務事業の所管課長が評価表の説明を行い、ワーキンググループ内で事務事業の「必要性・妥当性」、「優先性」、「効率性」、「経済性」の4つの視点から分析を行い、「維持」、「改善」、「廃止・休止」の3段階で評価する。

【二次評価の基準】

維持・・・・・・・・・・これまでの内容で引き続き実施することが適当なもの

改善・・・・・・・・・・実施内容を改善することが適当なもの

- 1 改善・効率化：事業の実施方法、計画、内容、経費等の改善又は効率化を図ることが適当なもの
- 2 拡大：対象の拡大や手段の充実により事業の拡大を図ることが適当なもの
- 3 縮小：対象の縮小や手段の絞り込み等により事業の縮小を図ることが適当なもの
- 4 統合：目的が関連・類似する他の事業に統合を図ることが適当なもの

廃止・休止・・・廃止又は休止することが適当なもの

ウ 評価に対する改善策の報告

二次評価で「改善」又は「廃止・休止」と判断された事務事業の所管課は、二次評価の評価理由等の指摘事項に対し、どのように改善等を行うか検討する。

平成27年度実施 事務事業評価表

担当課・係・内線：

内線

P l a n (計画)	主要施策名							
	施策区分							
	施策目標							
	施策名							
	施策の目的							
	H26最終予算額		千円	H26決算額		千円	H27当初予算額	

平成26年度事務事業の実施状況

D o (実施)	事業名		
	予算科目		
	実施状況		

平成26年度事務事業の評価及び分析

C h e c k (評価)	事業名	民間保育所育成事業		
	必要性・妥当性		点	3点：市民ニーズが高く、市が実施することが妥当な事業である。 2点：市民ニーズが高く、市が実施することが妥当な事業であるが、一部に見直しの必要がある。（見直しを求める意見等がある。） 1点：市民ニーズはあるが、市以外（他の公共団体・法人・個人）で実施することが可能である。
	優先性		点	3点：今、実施することが求められている。（優先度が高い・不可欠） 2点：できるだけ早く実施することが求められている。（優先度がある程度高い・継続が望ましい） 1点：実施時期を延期することが可能である。（他事業に比して優先度がそれほど高くない。）
	効率性		点	3点：実施手段が市民の理解を十分得ており、計画どおり効率よく実施した。 2点：実施手段が市民の理解を十分得ているが、計画の一部に見直しの必要がある。 1点：実施手段の一部に見直しの必要がある。（見直しを求める意見等がある。）
	経済性		点	3点：安い経費で実施した。 2点：ある程度安い経費で実施したが、見直しが可能である。 1点：経費の大幅な見直し（事業の一部又は全部（廃止を含む。））が可能である。
	総合評価	4項目合計点数		点 A評価：12点～11点、B評価：10点～9点、C評価：8点以下
	評価の理由等			

事務事業の今年度、来年度以降の改善・改革案（なるべく数値目標を用いて記載してください）

A c t i o n (改善)	前年度二次評価結果及び理由	
	前年度二次評価に対する改善策	
	前年度二次評価に対する改善結果又は取組状況	
	今年度（H27）	

Action (改善)	来年度 (H28)	
	中長期的 (3～5年)	
	改善・改革を実施する際の課題又は阻害要因とその解決策	

■所属長評価

施策としての 総合評価	☐	A評価	目標とした指標等に到達するとともに、市民の評価が高く、事業成果が上がっていると認められる。
	☐	B評価	目標とした指標等に概ね到達するとともに、市民の評価が高く、事業成果が上がっていると認められるが、事業の一部に見直しが必要であると思われる。
	☐	C評価	目標とした指標等に達せず、事業の一部又は全部（廃止を含む。）に見直しが必要であると思われる。

上記「施策としての総合評価」を踏まえた今後の事業展開

☐	重点化（コストを集中的に投入する）	☐	手段の改善（実施主体や実施の手段を代える）
☐	効率化（費用対効果の改善を行う）	☐	簡素化（事業の規模や内容を縮小する）
☐	統廃合（他の事業と統合する、又は廃止する）	☐	現行どおり
所属長評価 の理由	A～C評価とした判断した理由を記載してください。併せて「担当係長評価と所属長評価に差がある」や「数字としてはあらかし難いが必要がある」等がある場合は、その理由等も記載してください。 民間保育園に対して、安全安心な保育事業を行うための補助金交付を行っているもので適切である。		

■二次評価（ワーキンググループにて記載）

選定理由	
前年度評価	維持：これまでの実施内容で引き続き実施することが適当なもの 改善：実施内容の改善することが適当なもの ①改善・効率化：事業の実施方法、計画、内容、経費等の改善又は効率化を図ることが適当なもの ②拡大：対象の拡大や手段の充実により事業の拡大を図ることが適当なもの ③縮小：対象の縮小や手段の絞り込み等により事業の縮小を図ることが適当なもの ④統合：目的が関連・類似する他の事業に統合を図ることが適当なもの 廃止・休止：廃止又は休止することが適当なもの
今年度評価	
今年度評価 の理由	

■二次評価に対する改善策（所管課にて記載）

二次評価 に対する 改善策	
---------------------	--

5 評価の結果

事務事業ごとの具体的な評価結果は、次ページ以下のとおり。

新砺波市総合計画（第1次砺波市総合計画）における施策区分別に区分けし評価を行った結果は、次のとおりである。

施 策 名	① 事業数	② 左記の内2次評価対象事業数	2次評価結果		
			維持	改善	廃止
夢や喜びを感じる子育て環境の整備	12	3	1	2	0
長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の充実	1	0	0	0	0
自立と共生の人間形成をめざした教育の充実	29	4	2	2	0
豊かな人間力を高める人づくりの推進	6	1	0	1	0
楽しく学び自らを高める生涯学習の推進	8	2	0	1	1
芸術・文化活動の振興と伝統文化の継承	11	1	0	1	0
健全な心と体を育むスポーツの推進	5	3	1	2	0
清流や散居を活かした景観の整備	1	0	0	0	0
安定した魅力ある雇用環境の確立	2	0	0	0	0
国外・国内の多様な交流の推進	2	1	1	0	0
合 計	77	15	5	9	1

